

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴う
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の一部改正案に関する
パブリックコメントの集計結果

1. 実施期間

平成24年11月13日(火)～平成24年12月12日(水)

2. 意見件数

FAX	メール	郵送	合計	延べ意見数
180	1,449	117	1,746	16,753

犬猫等販売業者関係

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
(1) 犬猫等販売業の範囲(改正法第10条第3項関係)			
犬・猫に加えて、ウサギも対象動物に含めるよう規定すべきである	ウサギ(イエウサギ)は、平均寿命は種類にもよるが、5～10年程度とされており相当長期である。飼育頭数も、推計ではあるが、少なくとも100万頭程度いるとされている。その飼養困難となった個体について、行政への持ち込み事例やボランティア団体による里親譲渡会などが散見され、終生飼養の観点からみて、既に犬・猫に準じる動物と見なしようと考えられる。改正法第10条第3項における「犬猫等販売業」規定の趣旨のひとつは、犬猫等健康安全計画に基づく販売困難な個体の終生飼養であることを勘案すれば、「犬猫等」にはウサギも含めることが妥当である。	現状の規制実態、犬猫飼養に係る問題点等から、まずは犬猫を対象とし、今後制度の進捗状況や問題の発生状況に応じて他の動物を追加することを検討します	136
対象を犬猫以外の哺乳類まで拡大すべきである	販売・流通における動物福祉上の問題について、犬猫とそれ以外の哺乳類を区別する合理的根拠はなく、むしろ霊長類など、飼育技術や繁殖技術に関して犬猫以上に高い配慮を必要とする動物が切り捨てられることになるのは、方向性として間違っているのではないかと。犬猫は流通量が多く、引取り・殺処分が行なわれていることは確かだが、一方で、繁殖状況、飼育方法、飼養施設、余剰動物の取扱い等において悲惨な状況におかれる小動物が多いのも事実であり、同等の配慮がなされるべきである		64
「犬又は猫」ではなく「全ての動物」を対象とすべきである	動物を愛護するための動物の愛護及び管理に関する法律であり、犬猫のみ又は国民の関心が高いであろう動物のみを限定にする事は一箇所たりともあってはならない		28
「犬又は猫の」を「犬猫等小動物の」にすべきである	犬猫に比べて小動物は繁殖から販売流通過程において、終始劣悪な実態が常態化しているから		1
(2) 犬猫等健康安全計画の記載事項(改正法第10条第3項関係)			
販売の用に供する幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制整備			
犬猫等販売業者にマイクロチップの装着を義務づけるべきである	個体管理が不可欠。犬は生後2週齢、猫は4週齢でマイクロチップの装着が可能であることから、販売業者は動物病院で生年月日を登録して装着しなければ販売してはならないことにする	販売時の犬猫に対するマイクロチップ装着義務づけについては、マイクロチップにかかる研究開発、普及啓発、情報管理体制の整備を推進し、その実施状況を踏まえ必要な基準の在り方について検討します	994
マイクロチップ登録情報の保健所への届出を義務化すべきである	現在行われている飼い犬の登録情報と、マイクロチップの個体情報の管理を徹底する事で狂犬病予防に効力を発揮するだけでなくマイクロチップを装着した犬猫が迷子になった場合に確実に飼い主の元に戻せるようになる。飼い主に戻す時に飼育指導ができるので、曖昧な飼い方をする飼い主の意識改革につながる		42
診察にあたり連携する獣医師の氏名、病院名を記載し、獣医師からの署名をもらうべきである	実際に診察を受けさせる体制にあるか確認できるようにするべき		43

繁殖制限等に関する基準を速やかに策定し、その内容を犬猫等健康安全計画の記載事項として施行規則中に明記すべきである	繁殖母体およびそれから生まれる幼齢個体の十分な健康および安全の保持を実現するためには、繁殖の適正回数(生涯の繁殖回数)・頻度(年間の繁殖回数)を定めることは必須である。	繁殖方法に係る規制のあり方については、今後検討します	32
販売の用に供する「幼齢の犬猫等」ではなく「全ての動物」とすべきである	販売されるのが幼齢の犬猫等に限るものではない。管理体制を整えるべきなのは幼齢の犬猫のみではなく販売業に利用される全ての動物である。販売に利用される動物の健康及び安全及び幸福の実現のために必要不可欠なのは徹底した外部からの管理、指導、摘発である。	現状の規制実態、犬猫飼養に係る問題点等から、まずは犬猫を対象とし、今後制度の進捗状況や問題の発生状況に応じて他の動物を追加することを検討します	2
具体的に記載を求める事項として、「幼齢の犬猫の管理体制」とあるところを、「販売もしくは繁殖に供する犬猫等の管理体制」とすべきである	改正法文において、「販売の用に供する犬猫等」に幼齢でなくとも繁殖に供する犬猫等も含まれるとされている。さらに、先に述べたとおり、犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「販売もしくは繁殖に供する犬猫等の管理体制」とすべきである		12
獣医師との連携に関し、購入者より情報開示を求められた際には獣医師による診断書を開示することを義務付けるべきである	無理な繁殖や無責任な管理により、遺伝病や感染症を患った個体が販売されていることが多々あり、それらに関して購入者が負担を強いられ、販売者が責任を負わないケースが多々あるので、それらの責任の所在をはっきりさせる為	販売者には、病歴について説明する義務が課せられており、飼養・保管中に疾病の治療やワクチン接種を行った場合には、獣医師の発行した証明書の交付が義務付けられています	1
獣医師の診断書等の書類の保存を義務付けるべきである	根拠資料がなければ、情報の改ざんが容易な為、その防止の為に第三者発行による書面添付は必須である。		1
健康状態に問題がありやむを得ずその飼育が困難な場合は、麻酔薬による安楽死を義務付け、獣医師の署名入り書面にて行政機関への報告を義務付けるべきである	仕入数、販売数、処分数を行政に適正に報告させることにより、その業者が動物愛護管理法を遵守し、動物に十分な配慮を行っているかどうかを判断することが出来るようになる。そのような制限を加えることで、無駄に処分される動物の数を少しは減らすことが出来ると思われる	改正法では、犬猫等販売業者は、犬猫の所有数について、その増減を都道府県知事に定期的に報告することが義務付けられました。また、都道府県等は、死亡の事実の発生状況に照らして必要があると認めるときは、期間を指定して検案書等の提出を命ずることが出来ます	1
死亡に関しては獣医師の診断を受け、その診断書を添付することを義務付けるべきである	死亡理由により、その業者の管理状況が把握できるので、獣医師の診断を義務付けることは管理状況の改善を促進できると思われる為		1

販売の用に供することが困難となった犬猫の取扱い

飼養困難となった犬猫の譲渡先等として指定した相手先の同意書の添付を登録時や更新時に義務づけるべき。その同意書のフォーマットに、「登録者の飼育が困難となった場合、企業組織・団体等主体の存続が不能となるような特段の事態でない限りにおいて、引取りを拒否しない」と明記して署名させるべきである	登録申請時に連携先として記載するだけで登録できるのであれば、安易な登録の抑制策にならない。相手先の実印等正式な同意書の添付を義務づけることで、確かな連携先がない限り、明らかな書類偽造をしなければ登録できなくなるので、安易な登録が抑制できる。また、同意はしたが特段の理由なく拒否できるのでは、名目的な制度にしかならず意味がないため、ある程度の履行義務をもたせる必要がある。	販売が困難となった場合の対応については、飼養施設の確保、譲渡先を探すための愛護団体との連携等各事業者で対応可能な方法を記載してもらうべきものであり、同意書の提出等特定の行為を義務付けるものではありません	714
譲渡し先が動物取扱業者である場合は、苦情による立入検査が繰り返されている業者ではないこと等を条件として加えるべきである	売れ残りの個体の譲渡し先が劣悪な飼育環境の繁殖業者となっている場合もあり、個体の福祉上問題があると言える。命を救うことを優先した結果、福祉が確保されなくなるのは問題であり、譲渡し先についても一定の条件を定めるべきである	販売が困難となった場合の対応については、飼養施設の確保、譲渡先を探すための愛護団体との連携等各事業者で対応可能な方法を記載してもらうべきものであり、同意書の提出等特定の行為を義務付けるものではありません	43
販売の用に供することが困難となった理由も、個体毎に記載すべきである	販売の用に供することが困難になる状況を極力生まないようにするため、原因を業者自身が把握できるようにするべき		40

<p>まずは販売の用に供することが困難となる動物を出さないため、健康安全計画の記載事項として、繁殖数や仕入れ数計画とその数値の根拠を明記させ、その上で、予測される数以上の飼養が可能な連帯先が確保できているか、相手先の同意と受入数の確約を確認できる書類添付を義務づけるべきである</p>	<p>業者は健康安全計画を遂行可能な適正な事業規模で運営すべき。また、記載事項の不履行があるのでは健康安全計画自体の意味がなくなるため</p>		1
<p>健康安全計画の記載事項として、繁殖計画や、仕入れ数予測の算定根拠などを明記させるべきである</p>	<p>悪質な業者においては、帳簿記載義務の不履行により繁殖や仕入れの実態が明確にされておらず、販売できなくなった個体の数や死亡頭数が異常に多いにもかかわらず、長年、事業規模の適正化ができていない。まず繁殖数・仕入れ数のコントロールこそ必要なのであり、健康安全計画では、そのことを記載させるべきである</p>	<p>改正法第22条の2において、犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならないと規定されており、ご指摘の趣旨は盛り込まれています</p>	44
<p>計画通りに施行されているか確認できるようにすべきである</p>	<p>届け出を出すだけでも言えるので、きちんと実行されているか確認するシステムが欲しい。特に についてはしっかり管理してほしい。</p>		1
<p>犬猫繁殖業者の規制はもっと必要である</p>	<p>連携を記載したとしても、形式的なものになり、売れなくなった犬猫を故意に殺したり(病気になったと偽って)して逃れることが十分可能だし、危険されてなりません。保健所等での殺処分に純血種が多いことからわかるように、生まれる子を減らさなければ、ざるに水を入れるようなもの</p>	<p>繁殖方法に係る規制のあり方については、今後検討します</p>	19
<p>連携を否定するものではないが、安易な愛護団体への押し付けが横行しないよう、愛護団体との連携を例示することは避けるべきである</p>	<p>薄利多売型の小動物を取り扱う繁殖施設・問屋等の卸業・販売業者において、販売の用に供することができなくなった余剰動物(傷病個体、需要の少ない色柄の個体等)の命を救いたいと願うボランティアの善意が長年にわたり利用され、無償・有償による譲渡しが常態化している事案がある。悪質な業者を継続的に支援せざるをえないルートがひとたび構築されると、その問題への本質的な対応が困難になったり、むしろ助長させるおそれもあり、支援者の精神的・経済的・物理的負担は甚大である。そのような業者に都合のよい構図を政府が制度として認めることは、社会通念上も問題があるのではないか</p>	<p>法令上で、愛護団体との連携が明示されることはありませんが、販売の用に供する動物の取扱いには、販売者が責任を持つべきものであり、ご指摘の点については、今後の運用において、必要に応じてその考え方等をできる限り明確にしていくこととします</p>	64
<p>「販売の用に供することが困難となった犬猫の取扱い」とあるところを、「販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い」とすべきである</p>	<p>犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い」とすべきである</p>	<p>現状の規制実態、犬猫飼養に係る問題点等から、まずは犬猫を対象とし、今後制度の進捗状況や問題の発生状況に応じて他の動物を追加することを検討します</p>	41
<p>譲渡先・飼養先の記載、販売業者の認可を行った担当行政がその責任を負う旨の誓約書、愛護団体等との連携の記載を求めるべきである</p>	<p>動物販売業者の許可・認可をする行政が、その業者の困難によって犠牲になる動物を救うためにその責任を負うのは当然である。命ある動物の商売利用に対する行政の安易な許可・認可の尻拭いをボランティアや他人に任せようとする考えは悪質極まりない</p>	<p>適正飼養や終生飼養は、動物の所有者又は占有者の責務と考えています</p>	2
<p>販売が不可能になった際はすべて愛護団体へ譲渡し、里親探しを行い、その費用は国が負担すべきである</p>	<p>販売出来なかった個体を、再び売買目的でたらい回しにするのを防ぐため、こうした問題は生体販売を認めている国にも責任があり、費用は公費でまかなうべき</p>		1

「販売の用に供することが困難」という文言や条件は加えるべきではない	「売れ残る」こと前提で繁殖させるのを許可していることになるため	本規定は売れ残りを前提とするものではなく、廃業等の場合も含め、万一販売が困難となった犬猫が生じた場合の対応をあらかじめ計画に記載させるものです	1
幼齢の犬猫の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法			
展示スペースに幼齢動物が自主的に身を隠せる設備(小屋等)を常時設置すべきである	幼齢の犬猫等にとって展示のストレスは、心身に影響を及ぼす可能性が否定できないことをかんがみ、動物愛護の観点から、光、人目、騒音等ストレスから動物が自主的に回避できる環境を整備しなければならない。動物が人目を避け身を隠す場合は、心身に異常があることを示す場合が多いため、健康安全管理計画のうえでも有意義である	事業者の判断により現行の基準以上の飼養方法を計画に記載することは推奨されるべきことではありませんが、あくまで計画は事業者の対応可能な範囲で策定すべきものであり、現行基準以上の飼養方法について計画での記載の義務づけを求めるものではありません。なお、繁殖方法に係る規制については、今後検討します	707
生後56日までは、親兄弟等と直接触れあう環境で飼養すること。また、親兄弟が優先であり、等とは、親兄弟が死亡している場合に、幼齢動物と共に飼養するに適した状態にある同種の動物に限ると定義すべきである	生後日齢規定の目的は、動物行動学・生態学で科学的に立証されている直接触れあい成長することによって達成される幼齢動物の脳の発育と心身の健全な成長を保証するためなので、この定義は明確にしておくかなければ意味がない		719
犬猫等販売業者は、犬猫が生まれて1ヵ月以内に動物病院で規定の健康診断を受けること。また、診断の結果、販売が困難と判断される動物がいた場合は法第22条の4を遵守すること。その履行は帳簿記載による記録で管理することとすべきである	犬猫の健康安全管理とともに、消費者被害の観点からも、繁殖業者は当然のこととして、販売に供する動物の健康管理に責任がある。現在のペット販売業者にも販売に供する動物の健康診断結果を添えて販売している業者も多いことから、その必然性は極めて高い		705
犬猫等の展示時間は1日最長8時間までとし、6時間を超える場合は最短45分以上の休憩を与えるべき。また、20時以降の生体展示を禁止すべきである	人の労働基準法では、成人に対して1日8時間、6時間を超える場合は45分以上の休憩が法律で決まっている。大半が幼齢である犬猫には少なくとも、人間以上に労働時間ともいえる緊張した時間を強いるべきではない		877
犬猫共に繁殖を目的として、1歳未満のメスに出産させてはならない。また、犬猫共に年に2回以上、一生のうち6回以上出産させてはならないとすべきである	無制限な繁殖生産は動物愛護の観点から、一定の明確な制限基準が必要である		884
一生のうち5回以上出産させてはならないとすべきである			12
出産から次の交配までは1年以上の期間を空け、1頭の犬猫の生涯出産回数を4回までとすべき			2
1歳未満、6歳以上のメスに出産させてはならない。また、一生のうち4回以上出産させてはならないとすべきである			1
「56日は親元からはなさないようにする」という文言を明記すべきである			56日から「販売」していいと読み取れる。そもそも、出生後56日は、親元や兄弟で社会性を学ぶのに必要

「幼齢の犬猫の健康及び安全の保持に配慮した」ではなく「全ての動物、特に幼齢動物の健康及び安全及び幸福の保持を徹底するための」とすべきである	飼養、保管、繁殖及び展示される全ての動物は徹底した法律と人によって守られなければならない	現状の規制実態、犬猫飼養に係る問題点等から、まずは犬猫を対象とし、今後制度の進捗状況や問題の発生状況に応じて他の動物を追加することを検討します	1
「生後56日(経過措置期間中は45～49日)までの間の親等との飼養」、「夜間展示を行わないこと」以外は、犬猫に限定せず、哺乳類を対象に記載を求めるべきである	「生後56日(経過措置期間中は45～49日)までの間の親等との飼養」、「夜間展示を行わないこと」については、改正法において、犬猫が対象となっているためやむを得ないが、犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、それ以外の事項は対象を犬猫に限定せず、「哺乳類」として、記載を求めるべきである		5
生後56日までの間の親との飼養を義務付け、違反の場合は罰則(営業停止・免許剥奪・業者名公表)を設けるべきである	罰則が明言化されていない場合、法令が遵守されない可能性が高くなるため	改正法第22条の5(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)の規定を遵守していないときは、都道府県知事は勧告・命令を行うことができ、この命令に違反した者には罰則が適用されます	40
ケージは生態や行動、発達を鑑み、獣医師会などと連携して適切かつ十分な大きさはどれくらいであるかを細かく取り決めるべきである	ケージの十分な大きさは、販売業者などにより認識に差が出るのが容易に予想されるため、十分な大きさの公式基準を策定すべき	飼養施設の大きさ等に係る規制のあり方については、今後検討します	40
展示時間やケージの大きさなどは不特定多数の人が見て対象動物の健康及び安全及び幸福な環境と見なされるよう規定すべきである			1

(3) 犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の修正飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準(改正法第12条本文関係)

計画が、施行規則第3条の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準、施行規則第8条の第一種動物取扱業者の遵守基準に適合するものであること。

犬猫以外の動物が「犬猫等販売業」の対象から外されたとしても、行政の指導においては、健康及び安全の保持、終生飼育義務、飼養施設の数値基準等について、犬猫以外の動物についても犬猫に準ずる扱いが行なわれるよう、明記をすべきである	薄利多売型の小動物を販売・展示している業者においては、乱脈な繁殖実態がある。例えば、ウサギについては生後2週間ほどで断乳させる生育方法がとられ、出荷率も気温に左右されるなど、劣悪な飼養状態が散見される。	ご指摘の趣旨については、必要に応じて周知していくこととします	3
流通量が基準になるのであれば、せめて「第三のペット」といわれるウサギだけでも、飼養施設の数値基準の対象に入れる等の配慮をするべき。また、ほかの動物種についても、体長・体高等を基準にした、大まかな施設基準を定めるべきである	体の大きさに比して小さいケージが用いられることになりやすいことから、最低限ウサギの飼養施設の数値基準は定めるべきである。	飼養施設の大きさ等に係る規制のあり方については、今後検討します	3

計画が幼齢の犬猫の健康及び安全の保持上明確かつ具体的であること。			
「幼齢の犬猫」とあるところを「犬猫等」とすべきである	犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「犬猫等」とすべきである	現状の規制実態、犬猫飼養に係る問題点等から、まずは犬猫を対象とし、今後制度の進捗状況や問題の発生状況に応じて他の動物を追加することを検討します	2
販売の用に供することが困難になった犬猫の取扱いが終生飼養確保を図るため適切であること。			
業者にはあらかじめ終生飼養のための具体的な施設環境と飼養方法の記載を求めるべきである	販売業者といえども終生飼養の責務があり、事業者はあらかじめ終生飼養施設を備えるべき	販売の用に供することが困難になった取扱いとしては、販売業者で終生飼養することも一つの方法ですが、それ以外に譲渡も方法として考えられます	8
の下に「販売の用に供する犬猫には予め繁殖制限措置を行うこと」を追加すべきである	改正法では犬猫以外の繁殖制限も明確になり、繁殖制限手術後に販売することが求められるため	動物の所有者には、所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならないとされているところですが、販売前の繁殖制限を義務付けているものではありません	7
その他			
計画書に記載されたものだけで判断せず、飼養施設の現地へも出向いて判断すべきである	机上の計画書だけであるなら、どれだけでも適正なものを書くことができる	動物愛護管理法の規定に基づいて、必要に応じて関係自治体による点検等が行われる仕組みになっています	71
(4)帳簿記載事項(改正法第22条の6第1項関係)			
個体情報に「出産時の母親の年齢(または生年月日)」「出産回数」「出産年月日」を必須事項とすべきである	メスの個体の健康安全管理において、出産経歴は非常に重要な管理事項である。無制限な繁殖生産は動物愛護の観点から、一定の制限が必要である	繁殖の実施状況については、別に繁殖実施状況記録台帳の記載が義務づけられています	908
「動物病院で治療・処置をした日及び治療・処置内容」を追加すべきである	施行規則第8条の5において販売業者は、「当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等」を販売時に説明しなければならないのだから、正確性を担保するうえで帳簿で管理されているべき項目である		763
個体情報に「生年月日」を必須事項とすべきである	健康安全計画において個体の生年月日は、法第22条の5(幼齢犬猫の販売規制)の実効性を高めるためにも不可欠な重要事項である。計画の重要事項にもかかわらず、必須事項として明記されていないと徹底されないことが危惧される	ご指摘を踏まえ、帳簿記載事項に「生年月日」を追加することとします	936

死亡原因について、獣医師の診断を受けている場合には獣医師名を明記させるべきである	死因にどの程度信憑性があるかを把握するため。また、今回の改正で、犬猫等販売業者に対しては獣医師による死亡の検案を求めることができるようになってきているが、その必要性の判断を行なうためにも、既に診断を受けているものについての記録は助けとなるはずである。	改正法第22条の6第3項で、都道府県知事は犬猫の死亡状況に照らして必要と認められる時は、検案書等の提出を求めることができる旨定められています	45
死亡とは安楽死・殺処分も含むものと明記すべきである	「死亡」という表現から、自然死したもののみと判断される可能性もある。安楽死・殺処分を行ったものについても含む旨を明記すべき	死亡原因に含まれます	43
(1) 個体情報に「年月日を特定した個体写真またはマイクロチップ情報」を含めることとし、さらに(2)「生年月日」および「獣医師による治療歴」を新たに付け加え、(3) これらの追加事項に伴って作成される書類を「帳簿記載事項の根拠となる書類」として例示すべきである	この「帳簿」の趣旨は、獣医師がカルテによって患畜の個体管理を行なうように、犬猫等販売業者がこれによって保有犬猫の個体管理を行なうことであると考えられる。実際の個体と帳簿上の個体を1対1で完全に対応させるためには、少なくとも個体情報の中に個体識別が可能な個体写真を含めるべきであるし、より望ましいのはマイクロチップを販売業者自身の責任で埋め込み、この情報を帳簿に含めることである。	ご指摘を踏まえ、帳簿記載事項に「生年月日」を追加することとします	31
個体情報について、「犬種(猫種)」「性別」「生年月日」「毛色」など、他の個体と識別可能な程度に特定することを明記する。特に、生年月日の記載は必須とすべきである	ずさんな個体管理を防止するため必要である。また、生年月日は幼齢販売規制との関係もあるので、取扱業者に書面上明記させ、都道府県が把握・管理する必要がある。		84
繁殖者名だけでなく、繁殖者の登録番号や住所及び電話番号等の連絡先も追加すべきである	業者を管理する都道府県が、取り扱い動物の追跡を容易に可能にするため必要がある。対面説明時の情報提供項目にも、繁殖者の「登録番号又は所在地」が予定されているため、帳簿記載事項に含めても特に支障はない	ご指摘を踏まえ、繁殖者の登録番号を追加することとします	42
購入先については名称だけでなく、動物取扱業の登録情報(登録番号)も記載事項に含めるべきである	トレーサビリティを確保するため	ご指摘を踏まえ、購入先の登録番号を追加することとします	2
8)の販売担当者名に「写真、住所、電話番号」等も記録すべきである	名前のみだと、どこの誰だか判明しない	販売担当者とは、従業員が想定されることから、名前のみで十分であると考えます	2
繁殖を行なう者に対しては、「両親がどの個体であるかの記録」、「当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況」、「死産数」の記載も求めるべきである	販売時の対面説明にあたっての情報提供項目には「当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況」が含まれており、関連する情報も記録にとどめるべきである。特に、どの個体のかけあわせで生まれたかは基本情報として必要。死産数については、不適切な繁殖が行なわれていないかの目安とするため。	繁殖の実施状況については、別に繁殖実施状況記録台帳の記載が義務づけられています	45
「記載の日から起算して5年間保存する」は5年間ではなく、15年以上とすべきである	動物の平均寿命を考えても、15年以上は当然であると思います	5年間が適当と考えております	2

帳簿記載事項の根拠書類を取得していた場合、「保存に努める」ではなく「保存しなければならない」とすべきである	帳簿記載事項の信用性を担保するため。一般的に、帳簿の記載事項について裏付け資料とともに保存することが義務付けられており、根拠書類を取得していた場合に保存義務を定めても、特に過度の負担を強いるものではない。	帳簿に虚偽の記載をした場合の罰則も規定されていることから、努力義務としています	43
	ただし、出生証明書については、取得出来ない場合も想定できるため、代替措置、除外等検討が必要である	「取得している場合にはその保存に努める」こととしているため、取得出来ない場合に無理に取得を求めるものではありません	1
第33回中央環境審議会動物愛護部会で提示された当初案のとおり、犬猫等販売業者以外にも犬猫等に準ずる様式を適用すべきである	犬猫以外の動物の健康と安全を確保し、「余剰在庫」となった動物が不当な扱いを受けることがないよう、犬猫以外の動物についても犬猫と同様の記録を義務づけるべき		45
取引状況台帳の選択肢には、「譲渡し」「死亡」の項目も追加する。販売先・譲渡し先の氏名・名称だけでなく、死亡個体の「死亡日・死亡原因」の記載を求めるべきである	取引状況台帳の記載のみでは「販売の用に供することができなくなった個体の頭数」及び「死亡数」は一目瞭然ではない。繁殖実施状況記録台帳(取扱業者細目第5条第3号)と取引状況台帳を照合する必要がある上に、死亡や譲渡の記録は求められていない。よって、新たに死亡数・死亡原因ならびに譲渡し先の情報の記載も義務づける必要がある(死亡には殺処分も含む)。	犬猫飼養に係る問題点等から、まずは犬猫等販売業者を対象として規制を強化することとしています	43
帳簿は書面で残すべきである	電子的方式では書き換えが可能のため	書面であっても書き換えが可能であり、電子的方式のみが書き換え可能とは言えないこと、多数の動物を扱う業者では、紙による作成保存に大変な労力がかかることが想定されることから、電子的方式も認めることとしています	10
その他			
1)～11)の記載に加え、親等と離れた日を記載すべきである	購入者が、購入しようとする動物の社会化学習の程度についての目安となるため	親等と離れた日については、「3)その所有するに至った日」か「5)販売又は引渡しをした日」のいずれかに該当するものと考えます	40
「犬又は猫」とあるが、「犬猫等」とすべきである	・犬猫等販売業の対象を哺乳類まで広げるべきと考えるため。また、法律にあわせた表現にするべきである	現状の規制実態、犬猫飼養に係る問題点等から、まずは犬猫を対象とし、今後制度の進捗状況や問題の発生状況に応じて他の動物を追加することを検討します	44
(5)都道府県知事への定期報告(改正法第22条の6第2項)			
報告事項に関し、月毎の数字を報告すべき項目に、「2)当該年度中に新たに所有することになった犬猫の所有数」を加え、2)、3)、4)について月毎の数字を報告させるものとするべきである	当該月に販売・引渡し・死亡した数、当該月末の所有数とともに、当該月に新たに所有することになった数を報告させなければ、月毎の推移が正しく把握できないため。	ご指摘を踏まえ、修文することとします	63

報告事項に、(4) で記載した帳簿の複写も提出することとすべきである	行政担当者が、各個体の情報を把握し、適切な飼養管理をされているか確認できるようにするため	帳簿については、必要に応じ、地方自治体による報告徴収や立入検査により確認ができるため、十分な情報把握が可能と考えます	51
報告回数は1年に1回では不足である	報告回数を1年に1回だけで良いとする科学的根拠が不明 半年に1回か、1年に4回とする	ご指摘の点については、地方自治体による業務量の増加等を勘案して定めております。なお、販売頭数等については、月毎の数を報告させることとしています	12
報告は5年に1回(更新時)とし、その間は保健所の求めに応じて提出させることとすべきである	保健所の立入時に確認し、不備があれば報告を求めればよいのではないかと	定期的な報告により、事業者において定量的な状況把握が可能とするため、一年に一回程度の頻度が必要と考えます	1
死亡した動物の報告は死亡時の写真添付が必要	所有者が故意に動物を衰弱させ殺す事が多々あるため	改正法第22条の6第3項で、都道府県知事は犬猫の死亡状況に照らして必要と認められる時は、検案書等の提出を求めることができる旨定められています	1
報告回数は1年に1回とし、市区町村などへは月毎の数字を、各月始めに報告させることとすべきである	現実には都道府県の事務能力を超えているため、事業者が立地する市区町村等があたることに合理性がある	業の登録先が都道府県知事等であることから、届出先も同じである必要があります	7
「犬猫」とあるが、「犬猫等」とすべきである	・犬猫等販売業の範囲を「哺乳類」とすべきと考えるため、「犬猫等」とすべきである	現状の規制実態、犬猫飼養に係る問題点等から、まずは犬猫を対象とし、今後制度の進捗状況や問題の発生状況に応じて他の動物を追加することを検討します	44
「引渡し」の定義を教えて欲しい		動物愛護団体等への譲渡等を想定しています	1
(6) 検案書等の提出命令(改正法第22条の6第3項)			
検案書等の提出命令に従わない業者や検案書に虚偽が認められた業者への罰則(営業停止・免許剥奪・業者名公表)を明記すべきである	罰則が明言化されていない場合、法令が遵守されない可能性が高くなるため	改正法第47条第2号に罰則の規定が設けられています	40
その他			
(4)、(5)、(6)が遵守されなかった場合の罰則規定の検討もすべきである	規定を遵守していないとなった時も罰則規定がない限り、結局、骨抜きになるのは目に見えている	改正法第49条1号及び2号、改正法第47条2号に罰則の規定が設けられています	18

販売に際しての情報提供の方法

意見の概要	意見の理由	意見に対する回答	件数
(1) 規制対象			
規制対象となる動物の範囲を哺乳類・鳥類・爬虫類とすることに賛成	改正法第44条第2項では「愛護動物」が「その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること」に対して罰則を定めているが、宅配業者等を利用するような通信販売は、配送事故その他を考慮すればこれに抵触することが考えられる。したがって、「愛護動物」の範疇と同様、哺乳類・鳥類・爬虫類については、今回の販売規制の対象とするべきである。	原案の通り、規制対象と成る動物の範囲を哺乳類・鳥類・爬虫類とします	77
第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者と動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)の販売を業として営む者とすべきである	犬猫等販売業者が で定められる情報の提供を行うことが義務であるとして一層明確にするため	動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)の販売を業として行う第1種取扱業者が全て対象になります	41
爬虫類は対面販売の規制対象に含めるべきでない	爬虫類ショップは首都圏にはそれなりにあるが、首都圏以外の人への購入が困難になる。販売店も打撃である。爬虫類業界では優良な個人ブリーダーや通販ショップが大部分である	鳥類、爬虫類に関しても、他の動物と同様、購入に当たっては現物を確認する事が重要であり、また、特殊な飼養方法を必要とする場合も多いことから、対面でその飼養方法等について説明を受けることは必要であると考えます	8
	爬虫類業者は対面販売が実施される事により、営業が立ちゆかなくなり、劣悪な環境で飼育したり、飼育している動物が野に放たれるなどの深刻な事態に陥ることも考えられる		6
	飼育技術が大切な爬虫類は、ペットショップなどで大して詳しくない店員の説明を聞いて買うよりも、メール、WEBなどからであってもその道に精通した販売員からの指導の方が役に立つ		3
	犬・猫と爬虫類を同等に扱わないで分けて欲しい。爬虫類はインターネット販売によるトラブルは犬猫と比べて少ないはず		4
レース鳩は対面販売の規制対象に含めるべきでない	レース鳩の売買は国内の広域で行われており、売買される個体にはほとんど足輪が付いており、個体識別がしっかりしている。これまで対面販売によらなければ解決できないような問題は発生していない		4
爬虫類など犬猫以外の動物も含めて通信販売等を禁止することに反対	犬猫とは違い、取引される生体が主に成体であること。飼育者、業者ともに専門知識を持つ方が多く、不適切な扱いがおきにくいこと。犬猫とはまったく別の生物であることから、実態と生態に即した検討をしていただきたい		1
インターネット販売を禁止するような案には反対	常識を持ったブリーダーは安易に動物を手放すことはせず、対面で無くても書面に残してお互いに納得の上で個人売買をしており、今までトラブルはない。欧米でも店頭販売よりもネット販売の方が主流と言われている	本規制は、インターネットを活用した契約を規制するものではありませんが、動物を直接確認しないでの販売行為によるトラブルが多数発生していることから、契約にあたりあらかじめ現物の確認を義務付けるものです	3

爬虫類、鳥類は対面販売の規制対象に含めるべきでない	改正法は全体的に犬と猫の部分が多いのに、対面販売の規制は不自然に爬虫類と鳥類を含めた文面になっていて、爬虫類と鳥類を軽視しているように思う	爬虫類と鳥類を軽視するものではなく、販売行為にあっては、動物ごとに差異なく、購入に当たってはあらかじめ現物を確認する事が重要であることから、全ての動物について対象とするものです	3
第一種動物取扱業者への販売(業者間取引)は対面販売の例外として環境省令で定めるべきである	業者間の取引ではお互いリスクも解って売買しておりいちいち対面で取引する必要は無いため	第一種動物取扱業者は、改正法第21条の4により、対面説明等の対象である「当該動物を購入しようとする者」から除外されており、第一種動物取扱業者への販売については、対面説明は義務付けられていません	1
スカイプといったツールの使用も対面販売の手法として盛り込むべきである	スカイプといったツールを利用すれば、ライブで個体確認ができ、ほぼ直接合っているのと同じ体験ができるため。また、確認の同意書の作成やクーリングオフ制度による確認方法も認めて欲しい	映像では、その大きさや障害の有無等を確認することが難しいことから、映像をもって現物確認、対面販売とみなすのは困難です	3
運送会社が動物を輸送する際には、登録証と身分証などを提示しないと発送、受け取り出来ないとするべき	業者と飼養者が「内緒にしておいて」と言えば、いくらでも対面で無い販売が可能になるため。	運送会社が動物を輸送する行為は、動物取扱業に該当しないため、登録証等の確認を求めることはできません。なお、一般の飼養者が自らの動物を輸送する場合との区別が困難であり、規制を設けるのは難しいと考えます	1
対面販売に賛成	当方は猫のブリーダーですが、生後100～120日までは親兄弟と過ごさせ、早期の避妊去勢手術とマイクロチップ挿入を実施、必ず1度は猫を見ていただき、契約は対面で実施していますが、決して難しいことはありません	改正案の内容に賛同する御意見として承ります	1
(2)対面販売の例外			
対面販売について例外を設けるべきである	健康診断証明書の発行を義務付けなど、代替的な条件があれば、これまで通り販売できるなど、「対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合」を決める必要がある。	対面が困難な場合とは認められないため、例外規定としては設定しません	1
例外規定は設けない。で十分	情報提供項目の中でも、重要項目である適切な飼育方法などは実際の動物を前にして説明する以上に適切な伝達方法は無い。また、未成年者の購入や、不適切な飼育環境での飼育などを未然に防ぐためにも購入者と面会しながら販売することには、例外を設けるべきでない	例外規定は設定しないこととしています	178
販売に際して、十分な情報提供の機会を確保し、かつ不適正な業者の参入を排除するためにも、「対面販売の例外は設けない」とすることに賛成である	なお、但し書き部分については、法制度自体が社会通念の変化等を反映しつつ定期的に改正されていく現状を踏まえれば、敢えて記載する必要を認めない		31
(3)対面説明にあたっての情報提供項目			
犬猫については、「マイクロチップの装着について」も説明すべきである	平成24年9月5日法律第79号附則第14条に「犬、猫等にマイクロチップを装着することが当該犬、猫等の健康及び安全の保持に寄与するものである」と認定しているため	マイクロチップの装着については、まだ十分に普及したわけではないため、まず、義務づけに向けた研究開発の成果の普及等を進めていく予定です	57

<p>イ～チに関して、犬又は猫又はうさぎに限り、展示の際にはそれを見る消費者の目に触れ、かつ手に取れるところにイ～チの情報も合わせて掲示する義務を設けるべきである</p>	<p>動物の購入者は、展示状態の動物を見て購入の意思を持つことが多いため、販売業者が説明をしなくても自ら情報を得る機会を持てるようにするため</p>	<p>現在も、品種等の名称、標準体重等、性別、生年月日、所有者の氏名については、表示が義務付けられています。その他の事項については、多くの表示スペースが必要となるため、一律の表示は困難と考えます</p>	<p>40</p>
<p>イ～ソの細目すべてに関し、購入者には文面にてイ～ソの情報を提供し、ともに読み合わせ説明した上で購入者の署名を受けるものとすべきである</p>	<p>購入者に対する販売業者の説明がおろそかになることを防ぎ、購入者の利益を守るため</p>	<p>文書（電磁的方法を含む）での提供及び顧客による確認は、改正後も引き続き義務付けられます</p>	<p>40</p>
<p>二に関しては、動物の品種などごとに獣医師会などと協議して、飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模を策定し、説明する義務を設けるべきである</p>	<p>二～へに関しては、各項目に関して「適切」がどのようなものであるか販売業者などにより認識に差が出ることが容易に予想されるため、十分な討議を経て公式基準を策定すべき</p>	<p>様々な品種があるなかで、それぞれについて個別に基準を設けることは困難です。ただし、できる限りわかりやすい説明が行われるよう、マニュアルの整備等を進めていく予定です</p>	<p>40</p>
<p>ホに関しては、動物の品種などごとに獣医師会などと協議して、飼養に適切な給餌および給水の方法を説明する義務を設けるべきである</p>			
<p>へに関しては、動物の品種などごとに獣医師会などと協議して、飼養に適切な運動及び休養及び温度管理の方法を説明する義務を設けるべきである</p>			
<p>又に関しては、規制の内容と罰則について説明すべきである</p>	<p>規制の内容だけでなく、罰則もあわせて説明せねば片手落ちだと思われる。法第44条2～3についても説明すべき</p>	<p>「規制の内容」には、それに違反した場合の罰則も含まれます</p>	<p>40</p>
<p>タに関しては、当該動物の病歴、ワクチンの接種状況に加え、今後受けるべきワクチン接種や治療に関する情報を説明すべきである</p>	<p>動物の健康を維持していくため必要な情報だから</p>	<p>トの「当該動物がかかるおそれの高い疾病とその予防方法」に含まれます</p>	<p>2</p>
<p>「氏名又は名称」と「所在地」を義務とし、「登録を受けている業者の場合には、必ず登録番号も情報提供するものとする」とすべきである</p>	<p>登録番号だけでは登録先の自治体がわからず、登録情報を追跡することはできない。登録を受けている自治体を表示していないケースは現状でも多々存在するため、所在地の明記は必須である。また、1年1回以下の繁殖であるために動物取扱業の登録をせずに販売する者が少なからずいるが、そのような者による繁殖を淘汰していくためにも、登録を受けている業者に対しては、登録番号の明記を義務付けるべきである。</p>	<p>繁殖者を特定するための情報であり、名称の他に「登録番号」又は「所在地」があれば特定可能と考えます。なお、一定の頻度及び取扱量がない場合については、「業」にあたらないため、動物取扱業の登録は不要となります</p>	<p>47</p>
<p>情報提供項目 カについて、「氏名又は名称及び登録番号または所在地」に加え、繁殖を行った者又は輸入先・譲受先の「電話番号」を知らせることにすべきである</p>	<p>カの改正の趣旨が「トレーサビリティの確保」であり、トレーサビリティ確保の目的が購入した犬猫に関する問い合わせを容易にすることであるとすれば、購入者にとってもっとも容易なアクセス手段である「電話」を考慮に入れないことは適正を欠くと考えられる。</p>	<p>購入した動物に係る問題については、一義的には販売業者が責任を持つべきであるため、繁殖業者等の電話番号の記載を求めておりません。なお、繁殖業者あるいは販売業者が積極的に繁殖業者の連絡先を記載することを妨げるものではありません</p>	<p>31</p>
<p>(4) 第一種動物取扱業者を相手方とする取引</p>			
<p>項目カについての説明義務を設けることについては賛成であり、さらには繁殖業者（もしくは輸入先・譲受先）の電話番号までを含めることを条件に加えるべきである</p>	<p>「トレーサビリティの確保」を十全のものとするためには、業者間取引においても「生産地表示」が行なわれなければならない。</p>	<p>業者間取引においても、現在の生産地に代えて、繁殖者名等を記載することとしています。</p>	<p>30</p>

第二種動物取扱業関係

意見の概要	意見の理由	意見に対する回答	件数
(1) 第二種動物取扱業の範囲(第24条の2本文)			
「飼養保管を別に委託する場合」であっても、委託先が規制値以上に飼育する場合は、届出の対象となることを明確にすべきである	「飼養管理を別に委託する場合」についても、個人の預かり宅が多頭飼育に陥り不適正飼養となるケースがある。除外対象となったことで、そのようなケースが助長され増加しないよう、「少頭数毎に」の頭数の目安を明確にし(具体的には届出基準値と同じ)、それ以上の頭数を預かる場合には届出の対象となることを明確にするべきである。	ご指摘を踏まえ、別に委託する場合についても、全てを対象外とするのではなく、数値の下限値を超えない範囲で委託する場合についてのみ、対象外とします	43
非営利の競りあっせん業、譲受飼養業も対象とすべきである	営利目的の競りあっせん業者の抜け道になりかねないため	ご指摘の点について、競りあっせん業には売買行為が含まれるため、非営利の行為は想定しておりません。また、譲受飼養業については、非営利の場合、譲り受けて多数の動物を飼育している最終飼養者との区別が付かなくなるため、対象としておりません	1
非営利の活動とは、NPO法人の行う活動、または個人が行う活動で無償の場合と規定すべき	飼養管理費等と称して金銭を得る者も想定でき、第一種と区別できないため。「業」の定義が不明確である	営利、非営利の区別については、今後の運用の中で明確にします	1
対象外に「非営利の競りあっせん業」とあるが、これを対象にすべきである	第一種動物取扱業の対象である営利目的の競りあっせん業の隠れ蓐、登録回避の抜け道になりかねず、対象とすべきである	競りあっせん業については、非営利という形での取扱いが想定されませんので、規定しておりません	3
飼養施設の定義が分かりづらい		基本的には専用の部屋がある、ケージを用いて飼養する等により人の居住空間と区別出来る場合を飼養施設とすることを考えております	1
対象			
「非営利で譲渡、保管、貸出し、訓練、展示を業として行う者」というのが、どんな方たちのことを言っているのか、全くわからない。	愛護団体を対象としているのか？	愛護団体も対象になります。その他非営利の公園展示や、訓練施設等が対象になります	17
動物実験施設こそ第二種動物取扱業に当てはめるべきである	「命」を売り物に「業なりわい」にしている業者、そして「命」を犠牲にして研究しそれで儲けている業者、「命」を犠牲にして研究し国から補助金をもらっている関係者が先ではないか	関係省庁と協力の上、自主管理体制を引き続き進めていく予定です	70
無料の展示等であっても、目的が宣伝・営業等の営利目的であれば、第一種動物取扱業となることを明文化すべきである	昨今、住宅展示場や自動車販売店などにおいて、来場客、とくに子ども向けに小動物が常時展示されているところが増えている(移動動物園等の業者による出前開催ではなく、常設展示)。それ自体は無料であっても、集客利用・広報手法の一種であり、営利目的と判断される場合には非営利扱いにはならない旨を明文化するべき。	現行規制も本来業務の営利性の向上を目的として、客寄せ等のために動物を展示するような場合は、動物取扱業の登録が必要です	44
動物愛護団体等による犬猫の里親募集ボランティア等も対象とすべきである	動物にとっては、ペットショップもボランティアも同じく適正な取扱いを徹底させる必要があるため	飼養施設を有する等の要件を満たす場合は、第二種動物取扱業に該当します	1

飼育頭数の下限			
すべて飼養頭数の下限値を設けるべきでない	下限値を設定する根拠が不明であり、下限値以下で、動物に対する問題ある取扱いがあってもチェックしにくくなるため	今回の規制は一定程度の規模を有する場合についてを届出対象として、その実態を把握するためのものであり、下限値を定める必要があります	1
それ以外の動物の下限値を合計10頭にすべきである	10頭程度のウサギやモルモットの飼育数で劣悪飼育になっている公園動物のケースなどが結構ある。小さな動物でも、10頭飼育するには、それなりの人手、施設や設備が必要であり、細目を守らせる必要がある	今回の規制は一定程度の規模を有する場合についてを届出対象として、その実態を把握するためのものであり、小動物の場合については、下限値は50頭が適切と考えます	4
それ以外の動物の下限値を合計20頭にすべきである	比較的小さな鳥類や哺乳類、爬虫類であっても、人畜共通感染症などのリスクがあり、衛生管理、健康管理は中型動物に準じて手間がかかる。50頭未満は届出不要とするのは極端な数値であり、犬猫以外のほとんどの愛玩動物が50cm未満の範囲に入るため		2
それ以外の動物の下限値を合計30頭にすべきである	その他の動物(小型動物)であっても、50頭近くになると、適正に管理するためには相当の技術や知識、設備が必要となると考えられる。多頭崩壊を防ぐことが今回の第二種動物取扱業の新設目的の一つであることを考慮すれば、下限値は十分に引き下げておくことが望ましいと考えられる		74
小型の動物以外、飼養すべきでない。また下限値はもっと少なく半分以下にすべきである	地震等災害時に同行避難が困難であること。十分な世話や飼養スペースの確保が困難と考えられるため		1
飼養頭数の下限の「中型動物」の範疇に、ウサギ(イエウサギ)を含めるべきである	I-(1)と同様、ウサギ(イエウサギ)は基本的に犬・猫に準じる動物として扱うべきである	ウサギについては、成体において概ね50cm程度の頭胴長があると認められることから、中型動物に該当します	31
大型動物・中型動物の大きさの目安に関する規定は、成熟個体が達する平均的な大きさを示していることを明示すべきである	幼齢個体のサイズを基準にするのではなく、成熟時の個体サイズで分類していることを明示しなければ、たとえば「子ねこを20匹保護しているシェルター」が抜け落ちる可能性がある	大きさについては成体の平均的なサイズを想定しておりますが、省令で細かく定めることは困難なため、環境省HP等で、分かりやすくお示しするようにします	74
中型動物にウサギとサルを明記すべきである	第二種動物取扱業に該当するかどうかの重要な判断基準において個人的解釈が生じるおそれのある表記が採用されると、法の実効性が伴わなくなるため、非営利の公園における取扱数が多い「ウサギ、サル」については中型カテゴリであることを明記すべき	ウサギについては中型動物、多くのサルについては特定動物(大型動物と同様の扱い)に該当します	43
現在動物取扱業の登録を受けている非営利の施設は、頭数の如何にかかわらず、すべて届出の対象とするか、第一種の登録を継続すべきである	改正前に動物取扱業の登録を行っていた非営利の施設が、改正後は、第二種動物取扱業に頭数の下限値が設定されたがために、届出の対象にすらないような事態も想定される。規制緩和とならないよう、現在既に登録を行っている施設はすべて、第一種か第二種のいずれかに該当することになるようにすべきである	登録又は届出の必要性については、当該業の形態毎に個別に判断されるものと考えます	44

適用除外			
法第38条3を行うために施設を持つ者、あるいは非営利で譲渡あつせんのために施設を持つ者は適用除外にすべきである	動物の養育や保護、一時預かりなどの現実を見ると、適用除外なく執行することが極めて困難なため	適用除外は国又は地方公共団体が関係法に基づく業務として必要な動物の取扱いを行う場合に限定されます	21
(2) 第二種動物取扱業の届出手続(改正法第24条の2、第24条の3)			
動物の数の増減についての変更届出を求めているのであれば変更時ではなく、年1回などの定期届出にすべきである	犬猫保護団体においては、なるべく沢山の犬猫の命を救うためになるべく早く、なるべく多く譲渡することが命題になっており飼養犬猫の数は、短期間で著しく増減する場合があります。その都度では対応が難しく、譲渡活動に影響が及び	主として取り扱うことを想定している動物の数について、下限値を超えない範囲での減少は変更の届出を要しないこととしています	57
(3) 第二種動物取扱業者遵守基準(改正法第24条の4により読み替える第21条)			
1)			
頭数の下限値を下回るなどの理由で第二種動物取扱業の届出の対象とはならない施設であっても、第二種動物取扱業者遵守基準の設備・管理等の基準を守ることが望ましい旨を盛り込むべきである	下限値設定が理由で届出の対象とならない施設が多く出る可能性があるが、それらの施設では動物福祉に配慮しなくてもよいかのような認識を、管理者だけではなく一般市民にも与えかねない。遵守基準については努力規定として、届出業者以外にも適用されることを盛り込むべき	動物の所有者としての責務を果たす必要があるほか、家庭動物の飼養又は保管の方法の細目(平成14年環境省告示第37号)を遵守するよう努める必要があります	44
第二種に限らず、第一種も含め「事業の実施に必要な権限」について、集合住宅の場合は管理規約の確認も含むことを明記すべきである	登録後に同じ集合住宅の住人とのトラブルになることを避けるため	権原には集合住宅における管理規約の確認も含まれると考えますが、様々な形態が想定されるため、細かく省令で定めることは困難と考えます	1
責任者の選任については「努めること」ではなく「選任する」とすべきである	より適正な飼養を求めめるためにも責任者は必ず置くべき	第二種動物取扱業は非営利であることから選任を義務づけるま必要はないと考えます	9
「営業の開始」という文言については「業の開始」等とすべきである	第二種は、「業を行おうとするもの」と定義されているため	ご指摘を踏まえ「事業の開始」といたします	1
2) 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準			
「ただし、動物の快適さを優先したものにすること。」を追記すべきである	清掃等の管理を行う側の都合しか考えられていない規定になってしまっている。動物の福祉を最優先に考えるべきであることから、「ただし、動物の快適さを優先したものにすること。」を追加すべきである	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます	3

<p>構造及び規模が取扱う動物の種類及び数にかんがみ適切なものであることとすべきである</p>	<p>構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。」となっているが、「著しく不適切」というのは、「よほど酷い」「最低レベルに近い状態」を指し示す表現と言える。「著しく不適切」では、単なる「不適切」や「適切でない」は容認されるかのような誤解を与え、極端に酷いケース以外は見逃されてしまうことになりかねない</p>	<p>ご指摘の趣旨は、当該規定に既に盛り込まれていると考えます</p>	<p>5</p>
<p>3) 管理の方法等に関し環境省令で定める基準</p>			
<p>譲渡先に対して説明すべきイ～ホに関して、譲渡先に対しては文面にてイ～ホの情報を提供し、ともに読み合わせ説明した上で譲渡先の署名を受けるものとすべきである</p>	<p>譲渡先に対する譲渡者の説明がおろそかになることを防ぐため</p>	<p>第二種動物取扱業は非営利であることから署名まで求める必要はないと考えます</p>	<p>40</p>
<p>ロに関しては、動物の品種などが特定できる場合ごとに獣医師会などと協議して、飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模を策定し、説明する義務を設けるべきである</p>	<p>ロ～ニに関しては、各項目に関して「適切」がどのようなものであるか業者などにより認識に差が出ることが容易に予想されるため、十分な討議を経て公式基準を策定すべき</p>	<p>様々な品種があるなかで、それぞれについて個別に基準を設けることは困難です。ただし、できる限り適切な取扱いが行われるよう、マニュアルの整備等を進めていく予定です</p>	<p>41</p>
<p>ハに関しては、品種などが特定できる場合、動物の品種などごとに獣医師会などと協議して、飼養に適切な給餌および給水の方法を説明する義務を設けるべきである</p>			
<p>ニに関しては、品種などが特定できる場合、動物の品種などごとに獣医師会などと協議して、飼養に適切な運動及び休養及び温度管理の方法を説明する義務を設けるべきである</p>			
<p>ホに関しては、規制の内容と罰則について説明すべき。また今後受けるべきワクチン接種や治療に関する情報を説明するべきである</p>	<p>規制の内容だけでなく、罰則もあわせて説明せねば片手落ちだと思われる。法第44条2～3についても説明するべき。またワクチン接種や治療に関する情報は、動物の健康を維持していくために必要な情報</p>	<p>「規制の内容」に罰則は含まれます。ワクチンの接種状況等についても、それが判明している場合には、当該事項の説明に含める旨規定されています</p>	<p>40</p>

について、情報を貸出先に対して説明する際は書面にて必要事項をともに読み合わせ説明した上で、貸与者は貸出先より署名をうけるものとすべきである	貸出先に対する貸与者の説明がおろそかになることを防ぐため	第二種動物取扱業は非営利であることから署名まで求める必要はないと考えます	40
について、遵守しない場合の罰則を規定すべきである	罰則が明言化されていない場合、法令が遵守されない可能性が高くなるため	遵守していない場合には勧告・命令の対象となり、命令に従わない場合には罰則が設けられています	40
の「可能な限り、離乳を終えて」の「可能な限り」は削除すべきである	一般家庭へ譲渡する場合は、離乳を終えていないと餌を自力で食べることが出来ず、また感染症のリスクも高く、死亡に繋がるため	既に親兄弟と離れた状態で引き取られる等、様々な場合が想定されることから、努力義務規定に留める必要があると考えます	6
5) 細目事項(設備の構造及び規模)			
「ただし、動物の快適さを優先したものにすること。」を追記すべきである	清掃等の管理を行う側の都合しか考えられていない規定になってしまっている。動物の福祉を最優先に考えるべきであることから、「ただし、動物の快適さを優先したものにすること。」を追加すべきである	ご指摘の趣旨は、現行の表現に盛り込まれていると考えます	3
7) 細目事項(動物の管理)			
③①は努力目標ではなく、必須とすべきである	命を取り扱っている事を認識させるため、厳しく規定するべき	様々な場合を想定し、努力義務規定に留める必要があると考えます	57
③②には「獣医師による、麻酔薬注入安楽死」など具体例を記述すべきである	「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」は団体などに判断させるべきではない。具体例がなければ、恣意的な判断をしまったり、団体による処分方法に違いが生じる可能性がある	動物を殺処分しなければならない場合にあっては、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」が適用されます	61
②②は貸出業者と展示業者に限らず、譲渡、保管、訓練業者についても繁殖制限措置を講じるよう記載すべきである	繁殖制限・終生飼養・適正飼養は立法精神と考えられるから	譲渡業者が取り扱う動物については、譲受者が繁殖制限を適切に行うことが求められます。保管・訓練業者が取り扱う動物は自己が所有するものではありません	7
について、可能な限りではなく、第一種の基準に準じた規定とすべきである	非営利の動物の流通が年々増加しているため	第二種動物取扱業は非営利であることから、第一種動物取扱業と同等である必要はないと考えます	3
について、「一時的に」は削除すべき	第二種は長期にわたる動物の取扱いも多いと考えられ、譲渡を目指したトレーニングなどを考慮すると、ケージ外での管理が必要となる場合があると想定されるため	ご指摘の点については、当該動物を適正に飼養管理するために必要な行為は「一時的に」含まれますので、原文のままとします	18
	譲渡を目的とした飼養の場合、病気や怪我の治療の為や、他の動物との折り合いが付かないなどの理由で一時的にケージで飼養する事であっても、譲渡が決まるまでケージで飼養するという事はありえないため		1

特定動物飼養保管許可制度関係

意見の概要	意見の理由	意見に対する回答	件数
イ 譲渡先名又は譲渡先を探すための体制			
適切な譲渡先であるか審査するための項目を規定し、審査を義務化すべきである	安易な譲渡による虐待や動物実験等を防ぐため	譲渡先においても特定動物の飼養許可が必要であり、そこで審査が行われます	1
ロ 殺処分			
「殺処分(イの措置を行うよう努めたが不可能であって、やむを得ず、自らの責任においてこれを行う場合に限る。なお、その場合は、獣医師立会のもと、その動物に苦痛や恐怖を与えない方法によること。)」と修正すべきである	必ず、譲渡に全力を注がせるべきであること、またその結果、やむを得ず殺処分する場合に、飼養者が動物の心身の苦痛を考えない安易な方法により殺処分を行わないよう、上記のように記すべきである	ご指摘の点については、運用において、必要に応じてその考え方を示していくこととします。なお、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」が適用されます	6
殺処分方法に該当する場合は、処分方法、使用薬剤名、処分場所等、特定動物種ごとに適正で具体的な殺処分方法の届け出を義務づけ、動物愛護法に反しない措置であることを確認のうえで許可すべきである	・飼養・保管が困難になったら殺処分すると届け出れば飼養が許可されるのは、あまりに安易で施設や業者の管理体制の向上にならない ・特定動物種ごとに動物愛護法に反しない適正な殺処分の具体的な措置を届け出ることができる程度の専門知識と管理能力がある施設に許可を出すべきである	動物を殺処分しなければならない場合にあっては、「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」が適用されます	888
「イ」の後に「ただし、動物にできる限り苦痛を与えない安楽な方法以外は認めないこととする。」の文言をいれるべきである	「殺処分」には様々な方法が含まれており、安楽殺だけとは限らない		1
『殺処分』はあくまでもよっぽどのことがない限りという、例外規定とすべきである	必ず譲渡先を探すという規定があることで、無責任に安易に特定動物を飼育することがなくなるという効果もある	譲渡が困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限定しています	30
いかなる場合も殺処分をすべきでない	飼養者の責任があるため	特定動物は、人の生命等に害を加えるおそれがある動物であることから、飼養が困難となり、適切な管理が困難な場合については、人の生命等に対する侵害の防止のため、やむを得なく殺処分する場合があります	2

虐待を受けるおそれのある事態について

意見の概要	意見の理由	意見に対する回答	件数
「給餌・給水が毎日、適切に行われておらず、栄養不良等や飢えや乾きに苦しんでいる個体が見られる事態」と修正すべきである	「一定頻度」の解釈が曖昧である。給餌・給水は毎日行うのが当然であるが、飼養者によっては「3日に1回」等も「一定の頻度」と誤解しかねない。また、栄養不良に陥るまでの飢えや乾きを訴えている段階で手を打つべきである	動物の種類や健康状態によって、給餌・給水の頻度に違いがあることから、一定頻度としています	4
その他			
「見た目に明らかな傷病が治療されずに放置されている事態」、「死体を処理せずに放置して飼養している事態」を追加すべきである	概要に挙げられている例に直接的に該当しないが、回避すべき非常に重要な事例であるため	ご指摘の事態は、法第44条に定める虐待の事例に該当します	721
～に加え、「動物虐待を外部評価する指標となるボディコンディションスコアの低下が確認される事態」を追加すべきである	日本でも実際の動物虐待事件及び裁判で判断基準として用いられている	ご指摘の点については、「栄養不良等の個体が見られる事態」に含まれていると考えております。ボディコンディションスコアについては、「平成21年度動物の遺棄・虐待事例等調査報告書」等に記載し、虐待にあたるかどうかの参考にしています	1
この規定を『多数の』場合だけに限定しない規定にすべきである	現在、一般家庭でも、健康を害するような飼育環境(不衛生ということではなく、炎天下や雨がしのげないような環境)や、ネグレクトが危惧されていることをご近所の方が心配する事例がある	本規定は、特に多頭飼育の場合に虐待につながるおそれが高い事から設けられたものです。少頭数の飼育であっても、虐待を行っている場合には罰則の対象になります	60
	少数であっても、「周辺的生活環境の保全」に影響が及ぶこと。また、できるかぎり動物の虐待を防ぎ、虐待行為を中止させるためにも「多数」に限る必要は認められない		57
～に加え、単頭や少数の動物の飼育だとしてもネグレクトや常識から逸脱した行為(愛護動物を著しく狭い小屋に閉じ込めたままにしている、殺虫剤を直接動物に噴霧するなど)やしつけ放棄など、飼養する動物の心身の発達にふさわしくない飼養をしていると担当職員に認められ、担当職員による改善指導に従わない、あるいは担当職員による現状確認などの状況把握を拒否する等により、当該事態の改善が望めない場合も虐待を受けるおそれのある事態として規定すべきである	動物の愛護という観点から見たときに、多頭・単頭を問わず、虐待のおそれのある事態は存在していると思うため		41
日常的に、殴る、蹴る等の暴力的な虐待の場合も、同様に具体的に明記すべきである	この規定は『虐待を受けるおそれのある事態について』とあります。しかし、あくまでもネグレクトの虐待の場合の規定ではない	ご指摘のような事態は、法第44条に定める虐待の事例に該当すると考えます	19

<p>以下の事態を追加すべきである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日光や風雨をささざる場所がないなど、施設の不備によって衰弱にいたるおそれのある事態 ・カビの生えたエサや藻の繁殖した飲み水が置かれているなど、不衛生な給餌給水が行なわれている事態 ・散歩や衛生管理されていない証拠、爪が伸びたまま、夏でも冬の毛玉がついたままの事態 ・見た目に明らかな傷病が治療されずに放置されている事態 ・死体を処理せずに放置して飼養している事態 	<p>今回の法改正で、「健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること」が動物虐待罪の対象になった。衰弱に至ってはいなくても、いたる可能性のある場所に拘束することは虐待を生じさせるおそれがあることになるため、予防の観点から、「虐待を受けるおそれのある事態」として、ここに盛り込むべき。また、多頭飼育現場では、藻で緑色になった水が放置されていたり、糞尿が放置された上に給餌を行なわれていたりすることが往々にしてある。それでも、「給餌給水が行われているから虐待ではない」との判断が行われたケースもある。不衛生な給餌給水によって動物の健康は脅かされており、これらの事態も追加するべきである。</p>	<p>ご指摘いただいた、「疾病の放置」や「死体の放置」については、法第44条に定める虐待の事例に該当します。その他の御指摘については、「不衛生な飼養環境が想定される事態」や「適正な飼養が行われていない状況が長期間続いている事態」に含まれます</p>	44
<p>「十分に風雨や暑さ、寒さをしのげる環境にない等、動物が快適に生活で生きない不適正な飼養状況が想定される事態」を追加すべきである</p>	<p>犬小屋もなく外につながれている犬や、雨風の吹きこむ檻で飼育されている動物もいる。必要な飼養施設や設備がない状況での飼育も虐待である</p>	<p>ご指摘の点については、「不衛生な飼養環境が想定される事態」に含まれます</p>	4
<p>「その他、自治体の担当職員が動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがあると判断した事態」を追加すべきである</p>	<p>不適正飼養のケースはさまざまである。規定に盛り込まれていないケースに対応できないことのないよう、自治体職員が臨機応変に措置が講じることができるよう、の規定は不可欠である</p>	<p>勧告・命令を行うためには、全国において統一的な対応が必要であるとともに、具体的事例がないと実施が困難であることから、省令で事態を列記しているものです</p>	4
<p>但し書きとして、動物虐待罪の要件を満たす場合にあっては、すみやかに警察との連携を図る旨を明記すべきである</p>	<p>改正法第25条第3項は、改正法第44条第2項の「虐待」に至る手前の段階で、それを避けるために行政による命令・勧告を可能とするためのものであるが、強制的な立入調査権を持たない行政機関によるこれらの指導には限界があり、場合によっては改正法第44条第2項の要件を満たすような段階にまで至ることも十分想定される。こうした事態に対応するために、行政機関がすみやかに警察との連携を取り、事態の一層の拡大を防ぐことが必要であると考え</p>	<p>虐待にあたる場合には都道府県警察との連携が重要であり、改正法第41条の4において、国が地方公共団体と都道府県警察との連携のために必要な助言を行うことが明記されております</p>	77
<p>末尾3行(上記の事態が把握され～改善が望めない場合)を削除すべきである</p>	<p>「虐待を受けるおそれのある事態」は、本来、客観的な状態である。飼養者が担当職員による改善指導に従わないか否か、担当職員による現状確認等の状況把握を拒否しているか否かで左右されるものではないと考える</p>	<p>自治体職員が事態をより客観的に判断するために、事前の指導や確認は必要と考えます</p>	26
<p>「上記の事態が把握され」を「上記の事態が1つでも把握され」とすべきである</p>	<p>現行の文では全てが当てはまらないといけなようにとれるため</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正します</p>	1
<p>として「動物の適正な終生飼養を目的としない譲り受けが、反復継続している事態」を追加すべきである</p>	<p>譲り受けた者が不適切に飼養し、殺傷にいたるなどの事故が頻繁なため</p>	<p>ご指摘の点については、譲り受けた者に対して、法第44条等に基づく対応が求められると考えます</p>	7
<p>改善を命じたり、勧告しても改善されない場合は、罰金を課し、飼い主に所有権放棄させるべきである</p>	<p>悪質な業者やホーダーにあてはまるような飼い主は、実力行使が必要な場合も想定されるため</p>	<p>命令に違反した場合については、罰則の対象となります</p>	2

犬猫の引取りを拒否できる場合について

意見の概要	意見の理由	意見に対する回答	件数
の「繰り返し」を「2回以上」とするべきである	「繰り返し」の意味は2回目を意味すると解するのが自然であるが、その点を明確にするために「2回以上」とするのが相当である。あいまいな表現では拡大解釈される恐れがあるため	「繰り返し」の判断にあたっては、前回依頼があった時からの状況の変化等を勘案して個別に判断する必要があるものと考えます	38
「繰り返し引取りをもめられた場合」を削除すべきである	事業者の社会的責任などからしても、引き取りはできないことが合理的	犬猫等販売業者から引取りを求められた場合については、回数や大きさにかかわらず引取りを拒否できる場合に含まれます	7
「繁殖制限措置を講じる旨の指導に応じない場合」に修正すべきである	繁殖制限を怠り、何度も出産させた母犬猫の引取りを求められることも考えられ、子犬や子猫の引取りを求められた場合に限定すべきではない	犬猫等販売業者から引取りを求められた場合については、回数や大きさにかかわらず引取りを拒否できる場合に含まれます	3
「引取りを求めるに当たって、あらかじめ新たな飼い主を探す取組を十分にしていない場合」に修正すべきである	一人二人の知り合いに当たっただけで、「新たな飼い主を探す取組はした」と主張する持ち込み者もいると考えられる。犬猫の命に関わる問題であり、終生飼養するのは飼い主の義務であり、責任である。あらゆる手段を講じ必死になって新たな飼い主を探す取組をさせる必要がある	ご指摘の点については、様々なケースが想定されることから、「新たな飼い主を探す取組」については場合毎に判断されるべきものと考えます	4
を「引取りを求めるに当たって、新たな飼い主を探す取組を十分にしていない場合」と改めるべきである	「新たな飼い主を探す取組」については、引取りを行なう行政機関からの一定の助言を得た上で継続して取り組むことが望ましいと考えられる。したがって「あらかじめ」という部分は削除し、代わりに、飼い主がその置かれた環境において最大限の努力を払ったかどうかを要件とするための「十分に」という表現を追加すべきである	新たな飼い主を探す義務は所有者にあり、これは引取りを求める前に行うべきものであることから、「あらかじめ」は必要と考えます	73
「その他法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと都道府県等が判断した場合」に修正すべきである	無責任な所有者の持ち込み理由は、多岐にわたっていたり、予想外のケースもあり得ることから、また、条例、規則で定めない自治体もあり得ることから、具体的に規定されていない場合であっても、引取り現場の自治体職員の判断で拒否できる裁量を与える必要があるため。		3
を「その他法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として、都道府県等の条例、規則等に定める場合又は法第39条に定める協議会による協議を経て規定される場合」と改めるべきである	現実問題として見た場合、個別の案件毎に引取りの可否を判断しなければならなくなる行政の現場には相当の負担がかかること、また、各方面からのさまざまな批判に晒されることが十分に予想される。これに対して、行政を含めた、より広範囲の団体や愛護推進員等から組織される「協議会」を活用することで、現場の負担を減らすとともに、一行政機関の恣意的な判断という批判に 대응することができると考えられる。したがって、協議会で協議された結果示されるガイドライン等をもって、引取りの可否の判断基準に加えることができるようにすべきである	法律で定める義務を免除するものであるため、条例等の一定の根拠が求められます	30
の規定は削除すべきである	～ で網羅しているので条例であえて規定する必要は無い	引取りは自治体の事務であり、自治体の状況に応じて一定の場合を設けることができるようにすることは必要と考えます	1

その他

<p>「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合」に限らず、一般国民からの引取り拒否規定としても適用すべきである</p>	<p>概要の記載が不相当である。第35条は販売業者だけでなく、第7条第4項の規定に照らして引取りの相当の事由がない場合に適用されると規定されているのだから、「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合」に限っているのは不相当であり、業者以外の一般国民からの引取りにも規定を適用するのが当然である</p>	<p>～ は、主に一般国民からの引取りを拒否できる場合を想定しております</p>	<p>759</p>
<p>終生飼養困難を理由に引取りを必要と判断する場合、また、生活環境の保全上の支障を理由に引取りを必要と判断する場合、理由に応じた証拠書類の提出を義務づけることすべきである</p>	<p>・現状の規定では「経済的に飼養できなくなった」「アレルギーの発作」等の理由を主張するだけで、現場では拒否できなくなってしまう可能性が高い。実務的な実効性を担保するために、経済的理由には年収を示す書類、健康上の理由なら診断書等、判断するに必要な書類の提出を義務づける ・証拠書類の提出が難しい事案に対しても、行政はその確認に努めるべきである</p>	<p>ご指摘の点については、様々な場合が想定されることから、事例に応じて判断されるべきものと考えます</p>	<p>716</p>
<p>「当該犬猫の飼養が困難であるとは認められない理由」は具体例を記載すべきである</p>	<p>引っ越しをするため飼えなくなった、子どもが誕生するため、飽きた、面倒になったといった具体例を記載すべき</p>		<p>4</p>
<p>「生活環境の保全上の支障がない飼養放棄の場合」を規定に加え、「生活環境の保全上の支障」を具体的に定義すべきである</p>	<p>「生活環境の保全上の支障を防止するため引取りが必要と判断される場合にあってはその限りではない」と付記して配慮するのであれば、「子どもが飽きた」「大きくなったから」という生活環境の保全上の支障がない飼養放棄に対しても、明確に規定して拒否すべきである</p>		<p>932</p>
<p>「引取りを依頼する理由が明確でない場合」を追加すべきである</p>	<p>なぜ飼えなくなったのか、特段の理由が示せないにもかかわらず、強引に引取りを依頼するような相手に対抗できる要件を備えておくべき</p>	<p>ご指摘の点については、「当該犬猫の飼養が困難であるとは認められない理由」に含まれうると考えます</p>	<p>44</p>
<p>犬猫の問題行動が原因の引取り希望については、適正なしつけやトレーニングで飼育継続が可能となる余地が残る場合について引取り拒否できるよう明記すべきである</p>	<p>しつけについてのアドバイスで飼育継続ができる可能性のあるケースの引取り希望に対しては安易に応じず、まず飼い主へ必要な知識を供給すべき</p>		<p>45</p>
<p>「適正な方法によって安楽死を行なう開業獣医師を紹介できる場合」を追加すべきである</p>	<p>自治体に引取りを依頼する人の中には、処分方法が安楽であるとの思い込みがあって依頼する人もいる。動物病院で麻酔の過剰投与によって安楽死を行なえることを教えれば、そちらを選択したいと考える人もおり、紹介できる開業獣医師を保健所で独自に確保したケースもある。また、自治体によっては獣医師会に委託を行なっている場合もあり、現状の追認としても、この要件は必要である</p>	<p>ここでは終生飼養の観点から引取りを拒否できる場合を規定するため、ご指摘の点について規定することは出来ません。なお、高齢、病気を理由とする場合については、引取りを拒否できる場合に掲げています</p>	<p>44</p>
<p>根本的にブリーダーというものに対して、もっと厳正審査制にすべきである</p>	<p>元を減らさなければ、永遠に捨てられる子は増え続ける。現在、明らかに繁殖供給過多で、全部の子が「買われていく」わけがなく、売れない子は捨てられます。基準のあいまいなあまい例外規定の記載があり、やはり、せっかくの規定が骨抜きになる危惧がある</p>	<p>ご指摘の点については、基本的には「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合」に該当します</p>	<p>18</p>

<p>「上記場合であっても生活環境の保全上の支障を防止するため引取りが必要と判断される場合にあってはその限りではない」という一文を「上記場合であっても生活環境の保全上の支障を防止するために引取り以外に有効な手段がないと判断される場合にあってはその限りではない」と改めるべきである</p>	<p>そもそも「生活環境の保全上の支障」を生じさせないことは、改正後の第7条第1項において所有者責務の一つに掲げられており、そのためには、行政による引取り以前に、飼い主があらゆる手段を尽くすべきである。「引取れば解決するから、引取る」ではなく「引取る以外に解決方法がないから、引取る」という原則で臨まなければ、「行政による安易な引取りによる殺処分」という問題を放置することになると考えられる</p>	<p>原文のままでもご指摘の趣旨は含まれると考えます</p>	<p>31</p>
<p>「上記場合であっても生活環境の保全上の支障を防止するため引取りが必要と判断される場合にあってはその限りではない」を削除すべきである</p>	<p>第34回部会で議論されていたように、そもそも、法35条1項但書きは「引取りを拒否することができる」と規定し、拒否するか否か、つまり、拒否をせず引取りをするかについては自治体の裁量に委ねられているため、あえてこのような記載をする必要もない。念のためであるとしても、「生活環境の保全上の支障を防止するための引取り」の定義は明確ではないため、自治体によって解釈に違いが生じる。法25条1項に規定する「生活環境の保全」というのであれば、その旨を明記しなければ、「生活環境の悪化」のためとして、拡大解釈された引取り運用がされるおそれがある</p>	<p>引取りを拒否できる場合については、自治体毎に状況に応じて様々な対応が考えられるため、「上記場合であっても～」を入念的に規定することとしております</p>	<p>42</p>
<p>「生活環境の保全上の支障を防止するため」の後に、「また動物福祉上の観点から」を付け加えるべきである</p>	<p>犬猫の引取りを求める飼い主は、引取りを拒否しても、その後適正飼養するとは考えにくく、そうした動物たちを適切に保護する施設がない以上、動物福祉の観点からも引取りは必要なため</p>	<p>ご指摘の点については、動物愛護に配慮するために、まずは譲渡先等を探す努力が求められるものと考えております</p>	<p>2</p>
<p>この省令改正によって、都道府県等が、所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる条例を作れるようになるのか、教えて欲しい</p>	<p>これまで、所有者不明の犬猫について引取りを拒否する条例は法律に反するとされていたが、今回改正によってそれが変わったのかどうか知りたいため</p>	<p>改正法では、所有者不明の犬猫について拒否できる規定とはなっておりませんが、条例で定めることはできません</p>	<p>4</p>
<p>「必要とされる費用を支払わない場合」を規定に加え、引き取り時に一定の費用負担(3万円以上)を強いるべきである</p>	<p>現状、無償または数千円の引き取り費では、安易に処分される可能性が高く、高額な費用を負担させることにより飼育放棄を容易なものとし、また、保健所等の維持管理の費用に充て、その後、一定期間、里親を探すための施設設置や飼育のための経費とし、殺処分をできるだけゼロにするため</p>	<p>引取り時の費用負担については、各自治体において判断されるべき事項と考えます</p>	<p>2</p>
<p>いかなる理由があっても引取りを拒否できるようにすべきでない</p>	<p>犬猫の引取りを拒否することにより、悪質な業者が水面下で殺処分などを行うことを助長し、本来愛護団体等に保護され救われたかもしれない命が、その機会すら与えられなくなるかもしれないから</p>	<p>改正法第21条の4により、犬猫等販売業者には、終生飼養の確保が義務づけられています</p>	<p>1</p>
<p>～の規定以外に「所有者の婚姻、転居」、「所有者の居住する住宅がペット不可物件であること」を理由にする引取りは拒否できる規定として追加すべきである</p>	<p>省令に具体的に記載しないと、自治体が判断に困ると想定されるため</p>	<p>ご指摘の点については、「当該犬猫の飼養が困難であるとは認められない理由」に含まれると考えます</p>	<p>1</p>

特定動物関連

意見の概要	意見の理由	意見に対する回答	件数
(1) 飼養・保管許可申請			
<p>～ に賛成であるが、については「飼養管理計画書」の内容に「特定動物の福祉の担保」も加えるべきである</p>	<p>特定動物は極力飼育できない方向に移行すべきであるため、飼養・保管許可に関する規制は厳しくすべき。</p>	<p>動物の健康及び安全の確保を目的とした基準については、他の動物と同様に特定動物であっても、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)」等の飼養保管基準が適用されます</p>	12
<p>取扱責任者の要件として、飼養許可を求める動物種に関する飼養経験を必須とすべきである</p>	<p>特定動物を安全に扱うために必要なため。申請にあたっては、飼養経歴(場所、期間、延べ時間数)の記載を求めるべき</p>	<p>個人で飼養する場合も含まれるため、飼養経験を要件とすることは難しいと考えます</p>	1
<p>「取扱責任者」は「飼養管理責任者」や「管理責任者」等とすべきである</p>	<p>第一種の「動物取扱責任者」と混同されるおそれがあるため</p>	<p>ご指摘を踏まえて「管理責任者」とします</p>	1
(2) 繁殖制限措置			
<p>雌雄を隔離しただけで、そばに発情した個体がいるとストレスを感じるなどがないよう適切な方法にすべき。また、「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に盛り込まれているのと同様の規定も追加すべきである</p>	<p>繁殖制限措置を例示して徹底させることは重要であるが、その措置によって特定動物がストレスを感じるなどしては虐待になりかねない。</p>	<p>動物の健康及び安全の確保を目的とした基準については、他の動物と同様に特定動物であっても、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)」等の飼養保管基準が適用されます</p>	12
(3)、(4) 施設基準			
<p>「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に盛り込まれているのと同様の飼養施設の構造及び規模に関する基準も追加すべきである</p>	<p>現行の施設基準細目並びに今回の改正案は、管理の面だけが規定され、動物の福祉への配慮が欠けている。</p>	<p>動物の健康及び安全の確保を目的とした基準については、他の動物と同様に特定動物であっても、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)」等の飼養保管基準が適用されます</p>	12
(5) 飼養又は保管の方法			
<p>「週1回以上」を「1日1回以上」とすべきである</p>	<p>施設等の破損はあるとき突然生じる場合も多いと考えられるため</p>		1
<p>「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」に盛り込まれているのと同様の動物の管理に関する基準も追加すべきである</p>	<p>現行の施設基準細目並びに今回の改正案は、管理の面だけが規定され、動物の福祉への配慮が欠けている。</p>	<p>動物の健康及び安全の確保を目的とした基準については、他の動物と同様に特定動物であっても、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)」等の飼養保管基準が適用されます</p>	12

(6) 施設外飼養保管の例外				
	「獣医師又は自治体の職員が治療の必要があるとして認められた場合」と変更すべきである	現行の施設基準細目並びに今回の改正案は、管理の面だけが規定され、動物の福祉への配慮が欠けている。	獣医師は動物の治療に関して専門的知識を有していることから変更の必要性はないと考えます	12
特定動物関連その他				
	動物を特定動物とそうでない動物とで区別するのは間違いであり、根本的な見直しを求めるのである	人間が勝手に区別をしているだけだが、愛玩動物も野生動物も家畜動物も産業動物も、全ての動物、全ての個体が人間との共生の上で幸福であるかどうかを真剣に考え、法律、施行規則を作成し直す必要がある。	特定動物は、人の生命等に侵害を加えるおそれがあることから、区別して規制する必要があります	2
	特定動物は安易に飼育すべきではないとの観点から、原則、飼育禁止にすべき。即時、禁止が困難な場合においては、禁止に向けて、極力飼育できない方向に移行すべき。その課程では5つの自由を遵守した飼育をしなければならない。これらのことを盛り込むべきである	特定動物に関する規定は、逸走防止など危害防止、管理面に限られ、動物の福祉への配慮が欠けている。	動物の健康及び安全の確保を目的とした基準については、他の動物と同様に特定動物であっても、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成14年環境省告示第37号)」等の飼養保管基準が適用されます	6
	特定動物の飼養保管許可の有効期間について「五年を超えない範囲内」を「三年を超えない範囲内」に変更すべきである	地域の気候条件等によっては、飼養施設の資材等の劣化や施設自体の損壊等が早い場合もある。また、5年おきにしか立入検査が行われないケースもあるため。	許可の有効期間については、地域の状況に応じて自治体の判断で5年を超えない範囲で定めることができます	1
	特定動物を譲渡する場合、譲渡先の氏名又は名称、所在地を明らかにし、都道府県はその記録を5年間保存することとする規定を設けるべきである	特定動物の飼養者の中には、飼養を開始しても、都道府県に許可申請をしない者も多い。	譲り受ける者も許可が必要であり、無許可飼養は罰則の対象となります	1
	特定動物の飼養又は保管の許可基準において、特定動物の飼養を的確に継続して行うに足りる経理的基礎・技術的能力を有することを追加すべきである	特定動物を終生、適正に飼養するためには、その資格要件に経理的基礎・技術的能力を有することを追加すべき。	個人の飼養者も多く、財産要件を設けることは難しいと考えますが、今後の検討課題とさせていただきます	2
	野生ツキノワグマの出没によるクマ舎等への影響が懸念されることから、施設内にみだりに人や動物が容易に侵入しないよう柵を設置するなどの構造基準を強化すべきである。	本県では、外部から野生ツキノワグマが特定飼養施設に侵入したケースやヒクイドリが逸走したケースがあったことから、外部からの動物の侵入防止や特定動物の逸走防止のため、施設周囲に柵を設置するなどの構造基準の強化を図るべき。	野生生物については、鳥獣保護法等に基づき対応すべきものと考えます	1
	飼養・保管許可申請時と申請後に定期的(半年に一度又は一年に一度)監査に入るべき。	申請時に不正がある場合許可をおろしてから、別の者に引き渡している事等多くある。必ず定期監査をし、書類と照らし合わせながら不正がないか見るべき。	自治体の判断により必要に応じて立入検査が実施されているものと承知しています。	1
	資金不足等により飼養が継続できなくなった場合における対応措置として、あらかじめ飼養費用を積み立てる「飼養管理積立金制度」あるいは飼養を始める前に一定額を供託する「保証金制度」などを創設すべきである	許可の取消などの行政処分を科すと飼養を継続することができなくなることから、「積立金制度」や「保証金制度」などの支援制度を創設すべき。	動物の飼養保管は、所有者の責任の下で行うべきものであると考えます。	1

その他

意見の概要	意見の理由	意見に対する回答	件数
愛護動物の虐待・不適正飼育が疑われた場合は、専門知識を持った者と警察が連携して調査や摘発を行えるようにすべきである	動物の虐待は、いずれ標的が人間に移行するケースもあり、社会的犯罪の防止に繋がる	ご指摘の点については、今後の参考とさせていただきます	426
虐待の定義に「愛護動物の存在を知りつつ毒物を撒いたり罠を仕掛ける行為」と「駆除を目的とした愛護動物の捕獲」を追加すべきである	こういった行動を虐待という定義付けをしない限り、事件は増える一方であると考え。また、近年では幼稚園などでも愛護動物の駆除や捕獲を行うケースもあり、こうした行為は虐待であると伝える必要がある		
闘犬・闘鶏・その他動物の肉体・精神を酷使用する行事はすべて禁止とすべきである	一部の人間の楽しみのために残虐な動物虐待を続けるのは、先進国として恥ずべきこと		
動物取扱責任者講習では取り扱う動物種毎に専門知識の講習を実施すべきである	講習ではいつも犬猫の話ばかりで、爬虫類販売業者が聞いても意味が無い。犬猫以外の講習はいい加減		
ペットショップでの生体販売を禁止すべきである	日本以外での先進国では禁止しているため		
問題のない業者は動物取扱責任者研修の回数について緩和すべきである			
行政による犬猫の殺処分は今すぐ禁止すべきである			
動物を遺棄した場合は必ず犯行が発覚するような制度を作るべきである	生活環境の保全上の支障を防止するために引取り基準を甘くして、遺棄防止を図るのは本末転倒。DNA鑑定を使ってでも、犯人を捕まえるような体制を作るべき		
継続的な外での飼育を禁止すべきである			
産まれた動物は全て3日以内に行政に届出をし固体識別登録又は戸籍登録をする事とすべきである			
ブリーダーのみが販売できるものとすべきである	ブリーダーによる対面販売のみを認めることとし、展示販売は禁止すべき		
生後56日を生後84日とすべきである	病気に対する免疫力や、親からしつけを学ぶには、動物行動学、生態学で科学的に立証されている3ヶ月が必要なため		
生後60日以下での展示は禁止すべきである	社会化期の後半に新しい飼い主に渡されることが適切なため		